

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大府市

2 構造改革特別区域の名称

健康都市おおぶ どぶろく (DOBUROKU) 特区

3 構造改革特別区域の範囲

大府市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置等

大府市（以下「本市」という。）は、愛知県の西部、知多半島の根幹部に位置しています。知多半島道路、伊勢湾岸自動車道、主要国道の結節点で、政令指定都市の名古屋市及び愛知県の製造業の中心である西三河地域との交通の要衝であり、自動車関連産業を基幹産業として発展してきました。

また、昭和 49 年施行の第 1 次総合計画から「健康都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、昭和 62 年に「健康づくり都市宣言」を行い、平成 18 年には、WHO 健康都市連合に加盟するなど、企業、大学、市民団体、地域等と連携した様々な健康づくり施策を進めています。

行政区域は、東西 6.5 k m、南北 7 k m で、面積は、33.66 k m²を有しています。

(2) 人口

本市の人口は、市制施行した昭和 45 年の 12 月末は、48,540 人でしたが、土地区画整理事業の推進等の計画的な都市基盤の整備により、着実に増加を続けてきました。平成 30 年 12 月末の人口は、92,356 人で、人口に占める生産年齢人口の割合が 60%を超える若いまちです。現在も、子育て世代を中心とした人口の流入等により、本市の人口は、年間 800 人程度の増加を続けています。

(3) 産業

① 工業

本市の工業は、知多半島道路、伊勢湾岸自動車道、主要国道の結節点で、

政令指定都市である名古屋市及び愛知県の製造業の中心である西三河地域との交通の要衝という利便性を生かした様々な製造業が集積し、そのうち、輸送機器の製造品出荷額は、約70%を占めています。

また、本市と本市に隣接する東浦町は、国立長寿医療研究センター、あいち健康プラザ等の健康・医療・福祉・介護関連施設が集積する地域を「ウェルネスバレー」と称し、当該地域で健康長寿の一大拠点の形成を目指すとともに、健康長寿関連の新産業の創出に取り組んでいます。

② 農業

本市の農業は、愛知用水の通水による農業用水の安定供給や大消費地の名古屋市に隣接する地理的優位性を生かし、露地野菜、果樹の栽培を中心に発展し、現在は、愛知県内一位の生産量を誇るぶどうを始め梨等の果樹、水稻、たまねぎ、キャベツ等の野菜、畜産等の多様な都市近郊農業が営まれています。近年では、若手農業者による無農薬・無肥料の自然農法による水稻（イセヒカリ、亀の尾等）の生産等の新たな取組も始まっています。

また、本市内にある農産物直売所「JAあぐりタウンげんきの郷」は、知多地域の農業者約600名が農畜産物を出荷し、年間来客数が230万人を超える東海地方有数の集客スポットです。

③ 商業

本市の商業は、JR大府・共和両駅を中心とした商業圏の中間の沿道に商業地が形成され、大型スーパーマーケットが2店舗立地しています。

小売業においては、商工会議所を中心に「一店逸品・逸サービス運動」等の商業振興事業を展開し、個店の魅力や競争力の向上による地域商業の活性化を図っています。

④ 観光

本市の観光は、国の登録有形文化財に指定されている大倉公園の茅葺門、金メダルのまち共和の八ツ屋神明社、あいち健康の森公園、JAあぐりタウンげんきの郷等の資源を有しています。平成30年4月に、地方創生拠点整備交付金を活用し、JR大府駅構内に健康と観光をテーマにした大府市健康にぎわいステーションを開設し、観光案内機能の強化による誘客に取り組んでいます。

また、知多半島の5市5町で組織した知多半島観光圏協議会においては、知多地域の観光推進や回遊性向上に向けた取組等、広域的な視点で観

光PRを行っています。

(4) その他

本市は、昭和49年施行の第1次総合計画から「健康都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、健康づくり、医療、福祉に関する先進的な施策に取り組んでいます。近年では、平成29年12月に全国初の総合的な認知症施策条例である「大府市認知症に対する不安のないまちづくり条例」を制定し、認知症を予防できるまち、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業は、愛知用水の通水による農業用水の安定供給や大消費地の名古屋市に隣接する地理的優位性を生かし、愛知県内一位の生産量を誇るぶどうを始め梨等の果樹、水稻、たまねぎ、キャベツ等の野菜、畜産等の多様な都市近郊農業の展開により発展を続けてきました。一方で、近年は、農業者の高齢化、農業の後継者や担い手の不足、都市化の進行による農地の減少等の課題が生じています。

こうした中、本市では、将来の農業を支える後継者や新規就農者の確保・育成を行うため、農業者を対象としたアグリミーティング（農業者勉強会）や就農意欲のある方を対象にした農業塾等の事業を実施しています。

また、本市の特性を生かした都市近郊農業の維持・発展のため、特産物のぶどうを使用したジャムやジュース、木の山芋、にんじん、たまねぎ、じゃがいも、サツマイモを使用したスイーツ等の農畜産物の加工販売による農畜産物のブランド化に取り組み、平成30年5月に、「大府市6次産業化推進戦略」を策定し、6次産業化を通じた付加価値の高い都市近郊農業を推進しています。現在では、JA青年部の若手農業者を中心とした農業者等による無農薬・無肥料の自然農法による農作物の栽培や、大府駅前マルシェの開催等の新たな取組も始まっています。

構造改革特別区域法の特例措置を活用した本計画が実現することにより、6次産業化の手段が拡大し、付加価値の高い都市近郊農業を更に推進することができます。また、市民の食と農、地域の食文化への理解の深化にも寄与するものと考えています。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域法の特例措置を活用した本計画は、本市の区域内で生産された米及び果実を原料とした濁酒及び果実酒の製造・販売により、次のこ

とを目標とします。

- (1) 高付加価値の都市近郊農業の推進（6次産業化、農商工連携等）
- (2) 多様な担い手の確保・育成
- (3) 地産地消の促進

【特定農業者による特定酒類の製造事業に関する目標】

区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度
特定酒類製造事業者数	1 件	1 件	1 件
特定酒類製造数量			
濁酒	150L	300L	300L
果実酒	50L	100L	150L

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域法の特例措置を活用した本計画の実施により、6次産業化による農業者等の新たな事業展開及び新たな事業を通じた農産物のPR効果により、本市の地域産業の活性化が期待されます。また、市民の食と農、地域の食文化への理解の深化により市民の地産地消の促進に繋がると考えられます。

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業所において飲用に供する業（農園レストラン等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体
上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2) 事業が行われる区域
大府市の全域
- (3) 事業の実施期間
上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
- (4) 事業により実現される行為や整備される施設
上記2に記載した者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料とした濁酒又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るため、濁酒又は果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特定農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めたものに

限る。)を原料とした濁酒又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、小規模な事業者も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、6次産業化の手段が拡大し、付加価値の高い都市近郊農業が更に推進され、地域の活性化が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。